

韓国の最新知財事情と韓国IPGの活動

2018年7月

ジェトロソウル事務所 副所長

浜岸 広明

福岡ー東京ーソウルで、セミナー開催



■ 福岡(2018.07.04)



■ 東京(2018.07.05)

目次

■ 韓国知財最新トピック

1. 国際裁判部の設置(2018年6月13日施行)
2. 2018年度国家知識財産施行計画
3. 大韓弁理士会、南北知財権の特別委員会設置

■ 韓国IPGの概要

■ ジェトロ韓国知財ウェブサイトのご紹介

TOPIC 1: 国際裁判部の設置(1)

○特許法院で取り扱う事件の約33%が外国人が関与するなど、知財紛争が国際化する中、IP Hub Court推進委員会において、韓国の知財裁判所を国際知財訴訟における中核裁判所(ハブコート)にするための議論がなされた。

○知財訴訟を担当する裁判所が、国際事件を専門に取り扱い、外国語での弁論及び証拠提出が可能となる「国際裁判部」を設けることができるようにする法院組織法の改正法案が2017年11月24日に国会通過、2018年6月13日施行。

○2018年5月29日に大法院の「国際裁判部の設置及び運営に関する規則」が制定。



国際裁判部が設置された特許法院(大田)

TOPIC 1: 国際裁判部の設置(2)

「国際裁判部の設置及び運営に関する規則」の概要

○国際裁判部は、特許法院とソウル中央地方裁判所に設置する（国際事件数に応じて大田、大邱、釜山、光州の各地方裁判所にも設置可能）。

○裁判所は、知的財産権等に関する事件のうち、①**当事者が外国人である**事件、②**主な証拠調査が外国語で行われる**必要がある事件、③その他これに準ずる国際関連性のある事件について、**当事者の同意を得て**、当事者が法廷で外国語で弁論することを許可する。

○国際事件で許可されている外国語は**英語**である。ただし、当事者の申請に基づいて、**英語以外の外国語を許可することができる**。

○裁判長は、国際事件訴訟の指揮に**韓国語**を使用する。国際事件の判決は韓国語で作成して宣告し、追って外国語翻訳を送付する。

○韓国語と外国語との通訳は、**同時通訳**を原則とする。

規則の仮訳を掲載しています <https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

TOPIC 2: 2018年度国家知識財産施行計画(1)

○韓国政府は2018年5月10日に、第22回国家知識財産委員会を開催し、「**2018年度国家知的財産施行計画**」を審議・確定

○**6大重点方向**を選定し、それに基づき事業と政策を新規推進・拡大推進

①IPを基盤にする良質の雇用創出に貢献

－分野ごとの高度人材育成およびIP市場の活性化

②第4次産業革命への対応および新産業創出に向けた強いIP確保

－R&D全周期で特許ビッグデータを分析するなど、**知的財産とR&Dの連携(IP-R&D)を強化**し、新技術・新産業に対応するための著作権法(*)および特許法を改正

*ビッグデータ収集・処理時、著作権責任免責等の新技術をめぐる争点を反映

③創業と中小・ベンチャー企業の成長に向けたIP強化および公正な秩序の確立

－スタートアップ特許バウチャー事業と大学研究室の創業支援を新規推進、公正な秩序の確立に向けた不正競争行為の厳罰化(*)および秘密保持協定書締結の義務付けなど

***懲罰的損害賠償制の強化(損害額の最大10倍)**、営業秘密侵害時の罰金引き上げ(最大10億ウォン)

TOPIC 2: 2018年度国家知識財産施行計画(2)

④デジタル環境に対応する著作権エコシステムの基盤づくり

- コンテンツ公正共生センターの新規運営など、創作者に公正な取引環境を構築し、コンテンツ価値評価分野の拡大および価値評価2号ファンド(100億ウォン)を追加造成

⑤グローバルなIP強化

- 海外税関と協力した模倣品の搬入防止などの水際対策強化、自生植物の発掘・生物遺伝資源の公開を拡大

⑥IP 尊重文化の拡散および基盤づくり

- 高校の選択教科に「知的財産一般」を新規に導入することで、青少年の素養向上や、出張著作権教育などを拡大

TOPIC3 :大韓弁理士会、南北知財権の特別委員会設置

○大韓弁理士会は、**南北の知的財産権制度の交流と統一関連の研究のための特別委員会**を設置

1.目的

2018年の南北首脳会談の開催と急変する世界の変化の流れの中で、南北の知的財産権制度の将来に備え、**統一比較制度研究と望ましい知的財産権制度の統合などを研究**し、民間の知的財産権の専門家団体としての役割を担う

2.主な活動

- 北朝鮮の知的財産権制度の資料収集と現況検討
- **南北の知的財産権制度の相互比較検討**
- 統一後の知的財産権分野における変化のシミュレーションなど

(参考)北朝鮮の知財制度

- 北朝鮮憲法 第74条「国家は、発明家と創意的発明者に配慮を与える。著作権と発明権、特許権は法的に保護する。」
- 科学技術委員会傘下に「発明総局」と「商標・工業図案庁」
- 特許、実用技術特許(発明法)
 - ・発明権(実施権は国に帰属し、発明者は国家から補償を受ける)と特許権
 - ・出願件数 8381件(2012)、うち8354件が内国人出願
 - ・保護期間は優先日から15年(5年延長可)、実用技術特許は10年
- 工業図案(工業図案法)
 - ・工業図案保護期間は、工業図案登録出願日から5年(5年ずつ2回延長可)、登録から2年間未使用の場合には効力を失う
- 商標(商標法) ・登録から5年間未使用の場合には効力を失う
- 国際条約 ・WIPO(1974加盟), PCT(1980), ハーグ(1992), マドプロ(1996), ベルヌ(2003), PLT(2018.8発効予定)
- 北朝鮮では「外国の機関や企業、または外国人の申請権利は自国民と同じ条件で北朝鮮国籍の出願人に出願する権利を付与する国の出願人のみ与えられる。」(発明と創意的発明に関する規定 施行細則第20条) ※日本は、北朝鮮を国家として承認していません

(参考) WIPO Statistical Country Profiles http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=KP
韓国統一法制データベース <http://unilaw.go.kr/>
北朝鮮の発明権と特許権について(韓国特許庁) <http://www.kipo.go.kr/home/portal/nHtml/Data/NewKnowH08.html>
発明総局、北朝鮮の知的財産権総括機構(KOREA IT TIMES) <http://www.koreaitimes.com/news/articleView.html?idxno=52957>
北朝鮮の産業財産権制度と南北の産業財産権法制統合(統一問題研究)
http://www.ipa.re.kr/unitystudy/download.asp?filename=71_20115313844.pdf

韓国IPGの概要

- 日系企業による知財に関する情報交換グループ（IPG）として2010年に立上げ。2017年11月に日本国内の韓国知財ネットワークと統合し、メンバー194社・団体、303名。

韓国IPGの主な活動

税関職員向け真贋判定セミナー

(韓国貿易関連知識財産権保護協会(TIPA)の協力で実施)

2017年度開催実績
仁川3回、釜山2回、ソウル1回

韓国政府への建議

(ソウルジャパンクラブ(SJC)
知財委員会と連携して実施)

IPG Informationの発行

(年4回の広報誌、韓国現地職員向けに韓国語版も発行)

IPG セミナーの開催

ジェットロ韓国知財ウェブサイト

■ 韓国知財ホームページによる知財情報発信

- 韓国知的財産ニュース
(メルマガも月2回発行)
- 法律改正情報、政策情報、統計情報
- 知財判例データベース
(2001年以降の知財判例500件以上について
概要や専門家からのアドバイスを蓄積)
- **各種マニュアル、調査報告等**

2017年11月に
移転しました！

The screenshot shows the JETRO Korea IP website interface. The top navigation bar includes 'JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)', '海外ビジネス情報', 'サービス', and '国・地域別に見る'. The main content area is titled '知的財産に関する情報' and is divided into '知的財産ニュース' and 'お知らせ'. A red circle highlights the 'マニュアル' (Manuals) tab in the navigation bar. Below this, the 'マニュアル類' section is visible, listing documents such as '模倣・侵害対策マニュアル' and '特許侵害対応マニュアル'.

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

各種調査報告、マニュアル等の提供

■ 韓国冒認商標対応マニュアル(2018.3)

- ・ 冒認商標への対策について整理し、韓国における日本語商標の取り扱いや、日本企業の冒認商標に係る無効審判事件について分析

■ 韓国デザイン登録制度動向調査報告書(2017.3)

- ・ 韓国のデザイン出願件数が、日本の2倍以上であることを踏まえ、韓国企業の商品開発におけるデザインの活用状況について調査



ジェトロ韓国知財ウェブサイトにて提供

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

ご清聴ありがとうございました! 들어주셔서 감사합니다!

ジェトロソウル事務所

■住所：

ソウル特別市鍾路区清溪川路41 永豊ビル3階

■TEL：

+82-2-3210-0195

■FAX：

+82-2-739-4658

■メール：

kos-jetroipr@jetro.go.jp

■ホームページ（知財）：

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>



知財相談も随時行っております（ご来訪、お電話、メール）